

■福祉・介護職員等特定処遇改善加算賃金規程

A【経験・技能のある障害福祉人材】

[対象者]

- ①サービス管理責任者で勤続年数10年以上の者
- ②福祉・介護職員(直接処遇職員)のうち介護福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤続10年以上の者
- ③サービス管理責任者・介護福祉士・保育士のいずれかの資格を有し、事業所内で設けている能力システムや等級システムにより役職の有る勤続10年未満の者(職員分類の変更特例を適用)
- ④サービス管理責任者研修を修了した者・社会福祉主事の資格を有する者で勤続10年以上の者(職員分類の変更特例を適用)

※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。

※配分対象者の変更特例

- ・サービス管理責任者研修修了者
- ・社会福祉主事

A【経験・技能のある障害福祉人材】

	資格	勤続年数	支給額
1	・介護福祉士 ・サービス管理責任者 ・保育士	10年以上	10,000
2	・介護福祉士 ・サービス管理責任者 ・保育士	10年未満+役職有	9,500
3	・サービス管理責任者研修修了者 ・社会福祉主事	10年以上	9,000
4	・サービス管理責任者研修修了者 ・社会福祉主事	10年未満	8,500

B【他の障害福祉人材(生活支援員・世話人・職業指導員・目標工賃達成指導員)】

※配分対象者の変更特例

- ・看護師

B【他の障害福祉人材】

●資格有

	資格	勤続年数	支給額
1	・介護福祉士 ・サービス管理責任者 ・保育士	5~10年未満	8,000
		3~5年未満	7,500
		0~3年未満	5,000

●資格有

	資格	勤続年数	支給額
1	・ホームヘルパー2級 ・初任者研修修了者 ・看護師	10年以上	6,500
		5~10年未満	4,500
		0~5年未満	3,500

●資格無

	資格	勤続年数	支給額
1	無	10年以上	6,000
		5~10年未満	4,000
		0~5年未満	3,000